内閣衆質一九〇第四号

平成二十八年一月十二日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長大島理森殿

衆議院議員鷲尾英一郎君提出お薬手帳を活用した薬剤費の適正化に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付

する。

衆議院議員鷲尾英一郎君提出お薬手帳を活用した薬剤費の適正化に関する質問に対する答弁書

一について

患者の薬剤服用歴を経時的に管理できる手帳(以下「お薬手帳」という。)については、 患者及び医療

関係者が服薬状況を一元的、 継続的に把握し、多剤・重複投薬や相互作用の防止、 薬の副作用の確認など

を図る観点から、その活用を推進していくことが重要だと考えている。

二について

御指摘 \bigcirc 「お薬手帳による患者服薬情報を確認し薬歴簿にその内容を記載すること」の意味が必ずしも

明らかではないが、 薬剤服用歴管理指導料については、 保険薬局において患者の服薬状況等を確認した上

で必要な指導を行うため、 お薬手帳による情報提供の状況、 患者又はその家族等から収集した服薬状況の

情報等について薬剤服用歴の記録に記載することを既に算定要件として定めているところである。

三について

御指摘 の調剤報酬を含めた診療報酬については、現在、 中央社会保険医療協議会において、平成二十八

年度の診療報酬の改定に係る項目の一つとして、かかりつけ医との連携の下でかかりつけ薬剤師が患者の

あり、厚生労働省としては、その議論の結果を踏まえて適切な評価に努めてまいりたい。

継続的に把握し、患者に指導等を行う場合の評価について議論を行っているところで

服薬状況を一元的、